

# 『がんばる事業者を応援!!』 鹿島市事業継続支援給付金に係る申請の手引

令和3年10月13日

## 【提出方法等】

### 【申請期間】

**令和3年10月14日（木曜日）から12月10日（金曜日）まで**

### 【提出方法】

#### 1 申請書類の提出

##### ◆郵送の場合

次の宛先に郵送ください。簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

〔宛先〕〒849-1312 鹿島市大字納富分 2643 番地 1「鹿島市 産業部 商工観光課」宛

※令和3年12月10日（金曜日）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

##### ◆窓口提出の場合

令和3年10月14日から12月10日までの平日9時から16時まで下記で受付

・鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市庁舎

10月14日(木)から10月19日(火)まで	5階「第7会議室」
10月20日(水)から12月10日(金)まで	2階「産業部 商工観光課」

※感染拡大防止の観点から混雑解消のご協力をお願いする場合があります。

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・鹿島市ホームページからダウンロード 『事業者の方へ』 → 『商工業』 → 『給付金』
- ・鹿島市 産業部 商工観光課での配布
- ・鹿島商工会議所での配布

※窓口での配布は平日の9時から17時までの対応です。

### 【お問合せ先】

ご不明な点は下記の問い合わせ先で対応いたします。

- ・鹿島市 産業部 商工観光課 TEL0954-63-3412（平日の9時～17時）



## 給付金の不正受給は犯罪です！

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って給付金の支給を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、給付金を返還いただくとともに申請者の屋号、氏名等を公表するなど、厳正に対処いたします。

## 給付金の概要

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内中小事業者の皆さまが、未来に向かって前向きに事業を継続していただけるよう支援するため『第3弾鹿島市事業継続支援給付金』（以下「給付金」という。）を支給いたします。

### 2. 支給額

**1 事業者あたり 10 万円 ※本給付金の申請は1 事業者につき 1 回限りです**

## 対象事業者及び対象要件

### 1. 対象事業者

本給付金の対象事業者は「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（会社法上の会社）の範囲」又は「中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等」で、佐賀県内に本社・本店を置き、鹿島市内に常設の事業所等を有する事業者の皆さまです。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外となりますが、一部対象事業者として認められる場合がありますので、お問い合わせください。

- (1) 第5期以降の「佐賀県時短要請協力金」の交付を受ける者
- (2) 農林漁業者（日本標準産業分類で、大分類 A-農業、林業及び大分類 B-漁業に該当する者）
- (3) 医療・福祉サービス業者（日本標準産業分類で、大分類 P-医療、福祉に該当する事業を行う者）
- (4) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) その他、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと鹿島市が判断する者

**第3次佐賀型中小事業者応援金の交付を受ける事業者も対象となります**

### 2. 対象要件

以下の全てを満たすこと

- (1) 売上月額が令和3年7月から10月までのいずれかの月において、令和2年又は令和元年同月と比較して20%以上減少していること
- (2) 比較対象となる令和2年又は令和元年の売上月額が10万円以上、または令和2年又は令和元年中の最多売上月額が10万円以上あること
- (3) 現在、事業を継続しており、今後も鹿島市内で事業を継続していく意思があること

## ★売上減少の比較ケース

### [Ⅰ] 単月比較

令和3年7月から10月のいずれかの売上月額と、令和2年又は令和元年同月で比較

### [Ⅱ] 創業後間もないため、単月比較ができない場合の比較

創業後の最多売上月額と、令和3年7月から10月のいずれかの月と比較

※ 令和2年10月から令和3年8月までに創業した方が対象。開業届等の写しが必要です。

#### 例) 令和2年12月が最多売上月額の場合

$$1 - \frac{\text{令和3年7月から10月のいずれかの売上月額}}{\text{創業後の最多の売上月額（例：令和2年12月）}} \times 100 \geq 20\%$$

### [Ⅲ] 単月比較では、要件を満たさない場合の比較

①時短要請期間（令和3年8月20日から9月12日）を含む30日間で比較

#### 例) 8月20日から30日間で比較した場合

$$1 - \frac{\text{令和3年8月20日から9月18日までの売上}}{\text{令和2年又は令和元年の8月20日から9月18日までの売上}} \times 100 \geq 20\%$$

②時短要請期間（令和3年8月20日から9月12日）を含む8月から9月の平均月額で比較

$$1 - \frac{\text{令和3年8月、9月の平均売上月額}}{\text{令和2年又は令和元年の8月、9月の平均売上月額}} \times 100 \geq 20\%$$

## 3. その他

自己又は自社若しくは共同事業者の役員等が次のいずれかに該当する者及び次のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は本給付金の支給対象にはなりません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 申請手続き等

### 1. 申請書類

本給付金の支給を受けようとする方は、次に掲げる書類を、令和3年12月10日までに鹿島市産業部商工観光課に提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

- 鹿島市事業継続支援給付金支給申請書（様式第1号）
- 営業実態の確認資料（確定申告書等の写し）
- 売上実績が確認できる売上台帳等の写し
  - ※ 令和3年7月から10月までの売上台帳や、比較対象となる令和2年又は令和元年の売上台帳等
- 市税の滞納のない証明又は納付誓約書等
- 通帳の写し（振込口座の名義人及び口座番号が記載された箇所の写し）
- 誓約書（様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

※申請書類に不足や記入漏れ等の不備がある場合、必要に応じて追加書類の提出を求めるほか、申請内容の確認や説明を求めるため、申請者に連絡を行います。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、本給付金の支給を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

### 2. 支給の決定

申請書類を受理後、その内容を審査し、適正と認められるときは本給付金を支給します。  
また、本給付金の支給は、申請書類の受理後、速やかに行います。

### 3. 通知等

申請書類の審査の結果、本給付金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を送付いたします。また、申請書類の審査の結果、本給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、支給の取消に関する通知を送付いたします。

### 4. その他

#### 1. 給付金の返還

本給付金の支給後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、鹿島市は本給付金の支給を取り消し、当該給付金は鹿島市へ返還することになります。

#### 2. 事業者名等の公表

対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の支給を受けた屋号、氏名等の情報を公表するなど厳正に対処いたします。

#### 3. 検査・報告等

本給付金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、鹿島市は、対象事業の取り組みに係る検査、報告を求めることがあります。

様式第1号（第3条関係）

## 鹿島市事業継続支援給付金支給申請書

年 月 日

鹿島市長

様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者 職・氏名

電話番号

鹿島市事業継続支援給付金支給事業実施要綱第3条の規定により下記のとおり申請  
します。

記

鹿島市事業継続支援給付金 金 \_\_\_\_\_ 円

- 1 令和3年7月から令和3年10月までのいずれか1月の売上の前年又は前々年同月  
(同期) との比較

売上 (実績)				対前年比
月	A 令和 年	B 令和 年	C 減少額(A-B)	C/A*100
	円	円	円	%

- 2 給付金振込先

金融機関名								
預金種別		口座番号						
フリガナ 口座名義人								

- 3 添付書類

- 営業実態の確認資料（確定申告書等の写し）  
 売上実績が確認できる売上台帳等の写し  
 市税の滞納のない証明又は納付誓約書等  
 通帳の写し（振込口座の名義人及び口座番号が記載された箇所等の写し）  
 誓約書（様式第4号）  
 その他市長が必要と認める書類

様式第4号（別表関係）

## 誓約書

私は、鹿島市事業継続支援給付金の支給申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

## 記

- (1) 対象要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、給付金の返還に応じます。
- (2) 鹿島市から検査・報告の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
- (3) 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- (4) 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- (5) 今後も事業継続に努めます。
- (6) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

年 月 日

鹿島市長 様

所在地又は住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_

※ 法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

様式第1号（第3条関係）

鹿島市事業継続支援給付金支給申請書

令和3年10月15日

鹿島市長 樋口 久俊 様

所在地又は住所 鹿島市大字納富分2643番地1  
 商号又は名称 鹿島小売店  
 代表者 職・氏名 代表 鹿島 太郎  
 電話番号 0954-63-3412

鹿島市事業継続支援給付金支給事業実施要綱第3条の規定により下記のとおり申請  
 します。

記

鹿島市事業継続支援給付金 金 100,000 円

- 1 令和3年7月から令和3年10月までのいずれか1月の売上の前年又は前々年同月  
 （同期）との比較

売上（実績）				対前年比 C/A*100
8月	A 令和 <u>元</u> 年	B 令和 <u>3</u> 年	C 減少額(A-B)	
	<u>500,000</u> 円	<u>300,000</u> 円	<u>200,000</u> 円	<u>40%</u>

- 2 給付金振込先

金融機関名	<u>鹿島銀行 市役所支店</u>								
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>
フリガナ 口座名義人	<u>カシマ タロウ</u> <u>鹿島 太郎</u>								

- 3 添付書類

- 営業実態の確認資料（確定申告書等の写し）
- 売上実績が確認できる売上台帳等の写し
- 市税の滞納のない証明又は納付誓約書等
- 通帳の写し（振込口座の名義人及び口座番号が記載された箇所等の写し）
- 誓約書（様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

様式第4号（別表関係）

## 誓約書

私は、鹿島市事業継続支援給付金の支給申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

## 記

- (1) 対象要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、給付金の返還に応じます。
- (2) 鹿島市から検査・報告の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
- (3) 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意します。
- (4) 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- (5) 今後も事業継続に努めます。
- (6) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

令和3年10月15日

鹿島市長 樋口 久俊 様所在地又は住所 鹿島市大字納富分2643番地1商号又は名称 鹿島小売店代表者 職・氏名 代表 鹿島 太郎

※ 法人の代表者又は個人事業者が自署してください。